

委員会の構成がきまりました

◎…委員長 ○…副委員長

総務委員会

財政・税務・防災・消防・契約など

- | | |
|-------------------|-------------|
| ◎ 寺本 義勝 (自民) | 原口 亮志 (自民) |
| ○ 西岡 誠也 (市民連合) | 三島 良之 (自民) |
| 山部 洋史 (共産) | 田尻 清輝 (未来) |
| 藤永 弘 (公明) | 北口 和皇 (自由ク) |

経済委員会

農水商工・観光・文化・MICE施設など

- | | |
|------------------|-------------|
| ◎ 小佐井 賀瑞宜 (自民) | 澤田 昌作 (自民) |
| ○ 井本 正広 (公明) | 田尻 善裕 (善進会) |
| 田上 辰也 (市民連合) | 津田 征士郎 (自民) |
| 那須 円 (共産) | 藤山 英美 (未来) |

教育市民委員会

教育委員会・広報・市民協働など

- | | |
|----------------|--------------|
| ◎ 高本 一臣 (自民) | 小池 洋恵 (地域創世) |
| ○ 田辺 正信 (市民連合) | 紫垣 正仁 (自民) |
| 藤岡 照代 (公明) | 齊藤 聡 (自民) |
| 大塚 信弥 (市民連合) | 古川 泰三 (日本教育) |

都市整備委員会

道路・河川・住宅・再開発・交通など

- | | |
|----------------|-------------|
| ◎ 原 亨 (自民) | 白河部 貞志 (未来) |
| ○ 福永 洋一 (市民連合) | 鈴木 弘 (公明) |
| 緒方 夕佳 (和の会) | 江藤 正行 (自民) |
| 倉重 徹 (自民) | 落水 清弘 (市政ク) |

厚生委員会

医療福祉・介護・子育て、市民病院など

- | | |
|---------------|--------------------|
| ◎ 村上 博 (市民連合) | 田中 敦朗 (くまもと創生) |
| ○ 重村 和征 (未来) | 上田 芳裕 (市民連合) |
| 浜田 大介 (公明) | 上野 美恵子 (共産) |
| くつき 信哉 (自民) | 坂田 誠二 (自民) |

環境水道委員会

地下水保全・廃棄物・環境、上下水道局など

- | | |
|----------------|----------------|
| ◎ 園川 良二 (公明) | 三森 至加 (公明) |
| ○ 田尻 将博 (市民連合) | 大石 浩文 (くまもと創生) |
| 満永 寿博 (自民) | 竹原 孝昭 (自民) |
| 光永 邦保 (自民) | 家入 安弘 (市民連合) |

予算決算委員会

全議員が所属します

6月議会の日程

★ 請願提出 6月18日午後5時まで

★ 陳情提出 6月23日午後5時まで

6月18日…開会・提案理由説明

6月22日…代表質問

6月23日～25日…一般質問

6月26日…各委員会、各分科会

7月1日…予算決算委員会総括質疑

7月3日…質疑・討論・表決・閉会

**※山部ひろし議員の一般質問は、
6月24日 午前10時からの予定です**



(控室から)
戦争立法NO!の声をあげる時
なすまどか

なすまどか

安倍自公政権が、国会に上程した戦争立法。国会でのやり取りの中で、これまで絶対に認められてこなかった自衛隊の戦闘地域での活動を容認し、武器による応戦を安倍首相は認めました。

安倍首相が、どんなに「戦争立法」ではないと否定したとしても、米軍への兵站支援(米兵の移送、弾薬や燃料などの補給など)を行う中で、攻撃を受ける事態は当然のごとく起こります。相手の攻撃に応戦すれば、その場所が実弾が飛び交う戦場になることは誰も否定できません。

また、日本が直接攻められていないケースにおいても、アメリカの先制攻撃の戦争に集団的自衛権を発動することを安倍首相は否定しませんでした。

どんなに勇ましく、平和のために力を尽くすと力説しようとも、実際の現場に、首相はじめ、法案を提案した閣僚の方々は、足を踏み入れないでしょう。

戦場へと送られるのは、国の安全を守りたい、国民の命を守りたいと志し、自衛隊に入隊した方々です。犠牲になるのは、法律を作った政治家ではなく、戦場に送り込まれる国民です。

どのような理由があれ、戦争だけは許されません。軍事の力では平和は絶対に築くことはできません。

この問題に関しては保守も革新も関係ありません。垣根を超え、戦争立法NO!の一致点で、連帯の輪を広げていきたいと強く思っています。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか 山部ひろし

熊本市中央区手取本町1-1 3階

NO. 948
2015年5月24日
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
HP：http://www.jcp-kumamoto.com/



5月11～12日、東京でひらかれた第31回市町村議会議員研修会（自治体研究社：主催）に参加しました。

『鍛えよう！議会人の基礎デカラ』と銘打たれたこの研修会には、全国から、新人からベテランまでと、約100名もの議員の参加がありました。4名の講師が、「議会改革」、「議会の役

割」、「地方自治法」、「自治体財政」について講義しました。質疑応答では、議員さんたちから各議会でかかえている様々なエピソードが語られ、そのたびに、うなずいたり、驚いたり。

私も、皆さんとの交流もふくめ、来月の定例議会にむけて、おおいに参考に、そして励みになる研修会でした。

■ 議員定数や議会報酬の削減が広がり、議会の役割が問われるなか、議会基本条例が各地で制定され、議会改革のとりくみがすすんでいます。

いま議会や議員に求められる心構えとしては、

- 地方政治の重要性に伴い、その中核的な役割を議会が担うこと
- 住民福祉の向上につながる意識をもって活動すること
- その実現のための恒常的な議会改革
- 断片的ではなく、連続的（通年的）な活動…などが求められています。

（山梨学院大学教授）

自治体議会の役割と議会改革 — 江藤俊昭氏

■ 自治体議会は主権者である住民のためにあることをふまえ、自治体議会が本物になれば、民主政治はありえません。

この20年もの間、自治体議会は、地方分権、自治の時代にふさわしい議会本来の役割を果たせるよう、さまざまな改革をおこなってきました。

そしてそれらの改革が後退しないよう、議会は、議会基本条例として制定します。

このことで、自治体もいっそう自己決定、自己責任の原則で運営されるようになり、分権時代にふさわしい、真の地方自治が実現されるのです。

（元全国市議会議長会部長）

■ 主役としての自治体議会の役割 — 加藤幸雄氏

■ 90年代の地方分権改革以来、地方自治体は大きく変わり、なかでも2000年代の「平成の大合併」では3300あった市町村が1742にまで半減しました。

明治時代には、1万もの村（自治体）があり、ほぼ小学校区単位で存在していました。その理念は、「人を育てる」（手当が行き届く）範囲としての考えでした。

平成の大合併には、この理念がなく、財政面の効率のみが考えられ、結果、議会・自治体が住民から遠くなってしまいました。

市町村には、住民の福祉に特化した事務を担う、という原則にたちかえり、住民自治（参加）の強化が求められます。

（早稲田大学大学院教授）

■ 地方自治のしくみと法 — 岡田正則氏

■ 地方財政について、その歳出をみると、土木費（公共事業）から民生費（福祉）の増大へと変化をしてきています。

しかしこれは、たとえば国保の運営でいえば、国の負担が減り、その分地方へと転嫁されているからであり、国の責任が後退していることのあらわれです。

決して社会保障・社会福祉が充実しているということではありません。

国保の都道府県への一元化も、個別自治体の良さがなくなり、総合的に対応していく自治体の役目が損なわれる、という点で問題があります。広域化による保険料の一律化という点でもまた問題です。

（高知大学教授）

■ 自治体財政のしくみと2015年度財政の焦点 — 霜田博史氏